

# 南相馬市営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方

制 定 令和3年8月 5日

一部改正 令和3年9月16日

一部改正 令和4年3月10日

## 1 趣旨

営農型太陽光発電設備（農地を一時転用して営農を継続しながら発電する方式のものをいう。）の設置については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）の発出により、これまで太陽光発電等のための農地転用が原則不許可とされてきた「農用地区域内農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下同じ。）第4条第6項第1号イに定める農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地をいう。以下同じ。）」や「第1種農地（農地法第4条第6項第1号ロに定める集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第5条及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第40条に定める、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地及び傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地をいう。）」といった優良農地についても、営農型太陽光発電設備の支柱の設置に係る農地の一時転用許可の対象となった。

このような中、本市における太陽光発電設備の設置場所等において、営農型以外の太陽光発電設備（農地を転用して発電のみをする方式のものをいう。）を含め、土地の区画形質の変更に伴う土砂災害のおそれや、近隣住民との調整が十分に行われていない事例が発生した状況等に鑑み、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全並びに災害の防止を目的とした、南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和3年南相馬市条例第6号。以下「条例」という。）及び南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（令和3年南相馬市規則第5号）を制定し、地域と共生した再生可能エネルギーの普及を図っているところである。

他方、農業振興地域（農振法第6条第1項の規定により、都道府県知事が指定した農業振興地域をいう。）における営農型太陽光発電設備の設置場所の選定に当たっては、農用地区域及び非農用地区域（農用地区域以外の区域をいう。）を問

わず、営農型太陽光発電設備の支柱の設置に係る農地の一時転用許可の申請に係る位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められるものでなければならず、特に農用区域内農地においては、農業振興地域整備計画（農振法第8条第1項に定める農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、農用区域内における農地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと、農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないことに、十分に留意する必要がある。

しかしながら、営農型太陽光発電設備の設置については、条例第7条第1項に基づく市長の同意を得た上で、福島県において、農地法に定める農地転用許可基準や「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）、「営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領」（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）等を踏まえて、農地の一時転用が許可され、農用区域内農地や第1種農地の優良農地を含む農地への営農型太陽光発電設備の設置が年々増加する中で、農地の集積・集約化の妨げや営農型太陽光発電設備の周辺の農地の営農等に与える影響等が懸念される状況となっている。

このため、本市における農業の健全な発展と農地の合理的な利用の観点から、営農型太陽光発電設備を設置する者、営農型太陽光発電設備の設置等を代理又は仲介する者及び営農型太陽光発電設備の下部の農地において営農する者に対し、営農型太陽光発電設備の適正な設置と適切な営農を促すため、「営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方」を示すものとする。

## 2 営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方

営農型太陽光発電設備の設置等に当たって、営農型太陽光発電設備を設置する者、営農型太陽光発電設備の設置等を代理又は仲介する者及び営農型太陽光発電設備の下部の農地において営農する者は、1の趣旨を踏まえて、次に掲げる事項を考慮するものとする。

### (1) 設置場所の選定

ア 営農型太陽光発電設備の設置場所については、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の営農等に与える影響等が少ない荒廃農地（1）又はこれと同程度の農地（以下「荒廃農地等」という。）を選定すること。

イ アに定める荒廃農地等にかかわらず、現に自ら所有する農地において、営農型太陽光発電設備を設置し、かつ、営農型太陽光発電設備の下部の農地に

において、原則として次の(ア)から(エ)までに掲げる者が営農する場合は、  
荒廃農地等以外の農地についても選定することができること。

(ア) 自己

(イ) 世帯員等(農地法第2条第2項に定める親族をいう。)

(ウ) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下  
同じ。)第12条第1項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者をい  
う。)

(エ) 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に定める  
青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)

## (2) 作物の選定

営農型太陽光発電設備の下部の農地において作付けする作物(2)につい  
ては、営農の適切な継続や農業あつての営農型太陽光発電設備であることを踏  
まえ、次の(ア)から(ウ)までに掲げる作物を選定すること。

(ア) 地域や個々の農地に適した作物

(イ) 地域で作付け実績がある作物

(ウ) 周辺の農地との整合性を損なわない作物

- 1 荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業で  
は作物の栽培が客観的に不可能となっている、次のいずれかに該当する農地をいう。

笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不  
可能な状態の農地

木本性植物(高木、灌木、低木等)を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農  
地

竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能  
な状態の農地

樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地

から までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と  
判断される農地

- 2 本市において作付けする作物については、野菜等の日照適応性を踏まえ、アスパラガス、  
しゅんぎく、ねぎ等の半陰性植物や、しそ、ふき、みょうが等の陰性植物が適している。